

安城市生殖補助医療費助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生殖補助医療を受ける夫婦の経済的な負担を軽減するため、予算の範囲内で支給する安城市生殖補助医療費助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この要綱において「生殖補助医療」とは、次に掲げるものであって、医療保険各法の規定による療養の給付の対象となるものをいう。

- (1) 採卵及び採精
- (2) 体外受精、顕微授精及びスプリット法
- (3) 受精卵及び胚の培養
- (4) 胚凍結
- (5) 胚移植
- (6) 前各号に付随する検査
- (7) その他市長が適当と認めるもの

(支給対象者)

第3条 助成金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 本人又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（別の者と民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をしている者を除く。）を含む。以下同じ。）が生殖補助医療を受ける期間内に市内に住所を有していること。
- (2) 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（事実上婚姻関係と同様の事情にある者のいずれかが別の者と民法上の婚姻を

している場合を除く。) を含む。以下同じ。) をしていること。

(3) 医師によって生殖補助医療が必要であると認められていること。

(4) 本人及び配偶者が医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者(以下「被保険者等」という。)であること。

(5) 生殖補助医療を開始した時点の妻(婚姻の関係にある二人のうちの女性をいう。以下同じ。)の年齢が43歳未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、本人又は配偶者のいずれかが市長がやむを得ないと認める理由により被保険者等でない場合であって、同項各号(第4号を除く。)のいずれの要件も満たす者であるときは、本人又は配偶者のうち被保険者等のみを支給対象者とする。

(助成対象とする費用)

第4条 助成金の支給の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、生殖補助医療を受けるに当たり助成対象者又はその配偶者が負担すべき費用とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

(1) 生殖補助医療費に対する医療保険法各法以外の法令等の規定による給付に係る費用

(2) 医療保険各法の規定による入院時食事療養費に係る標準負担額の算出に用いる費用

(3) 文書料(第7条第1項第1号に掲げる書類に係るものを除く。)

(4) 国又は他の地方公共団体の助成金に類似する助成の対象となる経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象費用の2分の1に相当する額とし、1夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある男女(そのいずれかが別の者と民法上の婚姻をしている男女を除く。)を含む。以下同じ。)当たり1クール(採卵又は採精から妊娠をしているかどうかの確認又は生殖補助医療を中止するまでの一定の期間をいう。以下同じ。)につき20万円を限度とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成の回数制限)

第6条 1夫婦が、受けることができる助成金の支給の回数は、次の各号に掲げる生殖補助医療の開始の日における当該妻の年齢の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 40歳未満 6回

(2) 40歳以上 3回

2 前項の助成金の支給の回数の制限は、出産ごとに適用するものとする。

(助成金の支給申請)

第7条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安城市生殖補助医療費助成金支給申請書（様式第1）及び安城市生殖補助医療費助成金支給に係る公簿等の閲覧に関する同意書（様式第2。以下「同意書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類の提出は、公簿等の閲覧によって確認できない場合に限る。

(1) 安城市生殖補助医療費助成に係る受診等証明書（様式第3）

(2) 住民票の写し

(3) 戸籍謄本（外国人にあっては、婚姻証明書）（住民票の写しで婚姻の関係が確認できる場合を除く。）

(4) 限度額適用認定証、高額療養費給付通知書等の写し（これらの書類を交付されている者に限る。）

(5) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあっては、事実上婚姻関係にあることの申立書（様式第4）

2 前項の申請は、あいち電子申請・届出システムを使用して安城市生殖補助医療費助成金支給申請書及び同意書に記載すべき事項を送信する方法によってもすることができる。この場合においては、前項の規定により添付する書類及び身分証明書（公的機関が発行した顔写真付きのものに限る。）の画像データをあいち電子申請・届出システムを使用して送信するものとする。

3 前2項の規定による申請は、原則として、1クールの終了日の属する月の末日から6か月以内に行わなければならない。

(助成金の支給決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給を決定したときは、申請者に安城市生殖補助医療費助成金支給承認決定通知書（様式第5）により通知し、助成金を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の支給をしないことを決定したときは、申請者に理由を付して安城市生殖補助医療助成金支給不承認決定通知書（様式第6

）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の支給の決定を受けた者がある場合は、当該決定を取り消し、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

（台帳の管理）

第10条 市長は、助成金の支給状況を明確にするため、安城市生殖補助医療助成金支給台帳を電磁的記録により管理するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受けた生殖補助医療について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。